

人事委員会年報

平成29年度

札幌市人事委員会

目 次

I 委員会	1
1 委員	1
2 委員会の開催状況	1
II 事務局	6
1 組織	6
2 主な事務分掌	6
3 予算	6
III 任用	7
1 採用	7
2 昇任	9
3 転任（選考）	10
4 任命権者に委任している任用	10
IV 給与、勤務時間その他の勤務条件	12
1 職員の給与に関する報告及び勧告	12
2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出	17
V 公平審査	19
1 勤務条件に関する措置要求の審査	19
2 不利益処分に関する審査請求の審査	19
3 職員からの苦情の処理	19
VI 職員団体	20
1 職員団体の登録	20
2 管理職員等の指定状況	21
VII 労働基準監督機関	22
1 適用事業所の号別決定	22
2 職権行使の状況	23
VIII 公平委員会の事務の受託	23
1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体	23
2 受託事務の内容	23
参 考 資 料	
第1表 職員の構成	27
第2表 公民較差の推移	31

I 委 員 会

1 委 員 (平成30年4月1日現在)

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期	備 考
委員長	常本 照樹	平成29年11月1日	4年	大学教授 新 任(残任期 H33.10.31まで) 非常勤
委 員	濱田 雅英	平成26年11月1日	4年	会社社長(元札幌市交通事業管理者) 再 任(当初就任 H22.11.1) 非常勤
委 員	祖母井 里重子	平成28年6月3日	4年	弁護士 新 任(残任期 H31.10.31まで) 非常勤

2 委員会の開催状況 (平成29年度)

(1) 委員会の活動状況

活 動 内 容	活動回数	備 考
委 員 会 会 議	23回	
公平審査口頭審理等	0回	
市 議 会 出 席	23回	
会 議 ・ 研 修 会	2回	・ 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議 (4/17・川崎) ・ 全国人事委員会公平審査事務研修会 (7/6・大阪)
議案事前検討・事前審議	14回	
そ の 他 の 委 員 会 活 動	6回	・ 給与に関する勧告報告手交式(9/22) ほか

(参考) 人事委員会開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	議題数
平成27年度	2	1	2	1	2	3	2	2	2	1	2	3	23	81
平成28年度	1	1	2	1	3	3	1	1	2	2	2	3	22	112
平成29年度	1	2	2	1	2	4	1	3	1	2	1	3	23	117

(2) 委員会会議の開催状況

No.	開催年月日	審 議 案 件
1	29. 04. 20	・一般職員の採用選考について ・職員の採用に係る初任給の承認について ・平成 29 年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験の実施について ・職員団体（全札幌教職員組合）の登録について ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る答弁書の提出等について ・措置要求（平成 29 年措第 2 号）の審査について ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）の審査について ・人事委員会事務局職員の人事発令について ・平成 29 年職種別民間給与実態調査の実施概要について ・職員の苦情相談に係る処理の状況について（平成 28 年度） ・労働基準法に基づく勤務実態の調査結果について ・平成 29 年度係長職候補者試験の日程について ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る代理人選任届の提出について
2	29. 05. 10	・平成 29 年審第 1 号等事案に係る証拠資料の提出等について ・解雇予告除外認定について ・選考により採用された一般職員に係る報告について
3	29. 05. 23	・一般職員の採用選考について ・任命権者に委託している競争試験等の実施結果について（平成 28 年度後期） ・措置要求書の提出について
4	29. 06. 02	・平成 29 年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人経験者の部）試験の実施について ・条例案に対する意見について（札幌市職員退職手当条例及び札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案） ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）の審査について ・勤務条件に関する措置の要求の受理等について ・公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告（平成 28 年度）について ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る反論書等の提出等について
5	29. 06. 20	・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・一般職員の採用選考について ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る審査について ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）の審査について ・平成 29 年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験申込状況
6	29. 07. 14	・消防吏員の昇任選考について ・措置要求（平成 29 年措第 1 号及び平成 29 年措第 2 号）の審査について

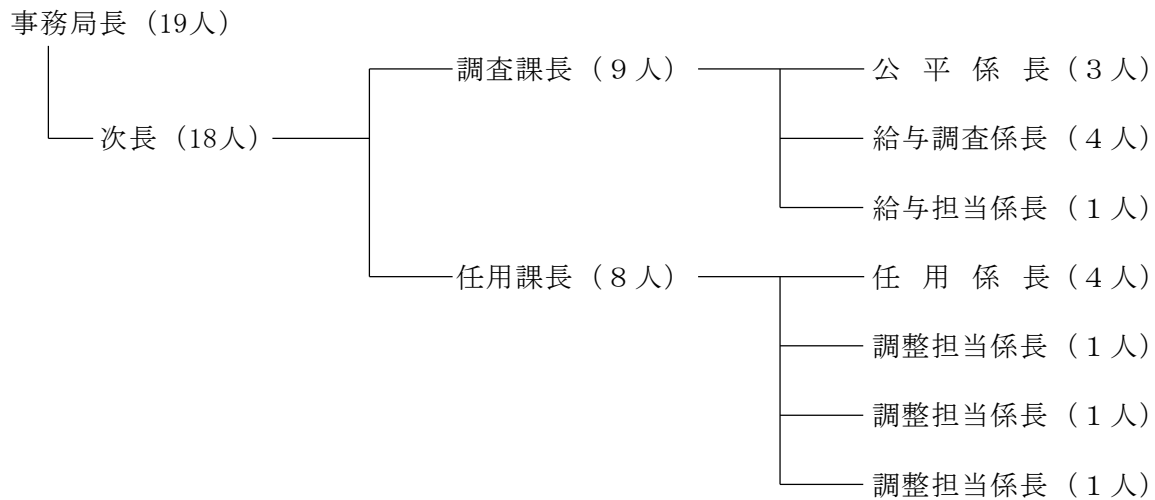
No.	開催年月日	審 議 案 件
		・措置要求（平成 29 年措第 4 号）の審査について ・平成 29 年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験第 1 次試験の受験状況及び実施結果について ・平成 29 年職種別民間給与実態調査の実施状況について ・平成 29 年札幌市職員給与実態調査の概要について
7	29.08.16	・学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分） ・平成 29 年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験採用候補者名簿の確定について ・市長等に対する業務状況の報告について（平成 28 年度） ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る審査について ・措置要求（平成 29 年措第 1 号及び平成 29 年措第 2 号）の審査について ・平成 29 年人事院勧告の概要について ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）に係る書面の提出について
8	29.08.28	・平成 29 年度身体に障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施について ・平成 29 年度係長職候補者試験の実施について ・措置要求（平成 29 年措第 4 号）の審査について ・措置要求（平成 29 年措第 1 号）の審査について ・措置要求（平成 29 年措第 2 号）の審査について ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）の審査について
9	29.09.04	・措置要求（平成 29 年措第 1 号）の判定について ・措置要求（平成 29 年措第 2 号）の判定について ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）の判定について ・平成 29 年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験申込状況 ・平成 29 年公民較差及び民間給与実態調査結果の概要等について ・平成 29 年職員の給与勧告に関する基本方針について
10	29.09.12	・措置要求（平成 29 年措第 1 号）の判定について（継続審議） ・措置要求（平成 29 年措第 2 号）の判定について（継続審議） ・措置要求（平成 29 年措第 3 号）の判定について（継続審議） ・職員の給与に関する報告及び勧告
11	29.09.22	・職員の給与に関する報告及び勧告（継続審議）
12	29.09.25	・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・一般職員の採用選考について ・解雇予告除外認定申請及びそれに対する処理の結果について ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る再反論書等の提出について
13	29.10.18	・一般職員の昇任選考について（市長請求分）

No.	開催年月日	審 議 案 件
		・一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分） ・公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 ・行政職給料表、消防職給料表、医師職給料表、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の平成 29 年改定について ・措置要求（平成 29 年措第 4 号）の審査について ・平成 29 年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験第 1 次試験受験状況及び実施結果 ・平成 29 年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況
14	29. 11. 01	・人事委員会委員長の選挙について ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る審査について ・退職手当の返納処分に係る諮問について
15	29. 11. 09	・平成 29 年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部）試験採用候補者名簿の確定について
16	29. 11. 30	・平成 29 年度職員採用（社会人経験者の部）試験採用候補者名簿の確定について ・条例案に対する意見について（札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案等） ・条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案） ・条例案に対する意見について（札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案） ・措置要求（平成 29 年措第 4 号）の審査について ・平成 29 年度係長職候補者試験の第 1 次試験結果 ・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（平成 29 年度前期）
17	29. 12. 14	・札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 ・札幌市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案 ・平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案に係る審査について ・平成 29 年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考第 1 次選考受験状況及び実施結果 ・解雇予告除外認定について ・退職手当の返納処分に係る諮問について

No.	開催年月日	審 議 案 件
18	30.01.10	・平成29年度係長職昇任候補者名簿の確定について ・平成29年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の確定について ・措置要求（平成29年措第4号）に係る書面の提出について ・退職手当の返納処分に係る諮問について
19	30.01.24	・札幌市職員初任給調整手当支給規則及び札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案 ・札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に係る協議について ・措置要求（平成29年措第4号）の審査について ・退職手当の返納処分に係る諮問について
20	30.02.22	・学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分） ・条例案に対する意見について（札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例案等） ・平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案に係る審査について ・措置要求（平成29年措第4号）の判定について ・平成30年度職員採用試験日程（案）について ・身体障がい者を対象とした職員採用選考の受験資格の変更について ・退職手当の返納処分に係る諮問について
21	30.3.8	・退職手当の返納処分に係る諮問に対する答申について
22	30.3.20	・退職手当の返納処分に係る諮問に対する答申について（継続審議） ・一般職員の採用選考について ・職員の採用に係る初任給の承認について ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分） ・消防吏員の昇任選考について ・公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案
23	30.3.30	・一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分） ・人事委員会事務局職員の人事発令について ・札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則案 ・札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 ・札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 ・身体障がい者を対象とした職員採用選考に関する検討状況について

II 事 務 局

1 組 織（平成30年 4 月18日現在）



2 主な事務分掌（平成30年 4 月18日現在）

<調 査 課>

- ・人事委員会の議事
- ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・職員の苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・労働基準監督機関の職権行使
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・給与に関する報告及び勧告
- ・事務局の庶務、経理
- ・他課の主管に属しないこと

<任 用 課>

- ・人事に関する統計報告
- ・競争試験、選考その他任用
- ・勤務延長

3 予 算（平成30年度）

44,863千円（前年度 45,850千円）

（内訳）・委 員 報 酬	9,636千円
・人事委員会運営費	35,227千円

Ⅲ 任 用

平成29年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

1 採 用

(1) 採用試験

ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

試験の種類	試験区分	申込者数	受験者数	登録者数※	倍率
大 学 の 部	一般事務	人	人	人	倍
	行政コース	1,598	1,361	186	7.3
	福祉コース	119	107	20	5.4
	学 校 事 務	155	142	16	8.9
	土 木	100	74	30	2.5
	建 築	36	32	10	3.2
	電 気	46	34	10	3.4
	機 械	40	27	11	2.5
	衛 生	102	87	11	7.9
	造 園	21	20	2	10.0
	消 防 吏 員	212	189	22	8.6
	小 計	2,429	2,073	318	6.5
短 大 の 部	一 般 事 務	133	103	13	7.9
	学 校 事 務	28	24	5	4.8
	土 木	8	7	1	7.0
	電 気	3	2	1	2.0
	機 械	3	3	1	3.0
	消 防 吏 員	148	116	9	12.9
	小 計	323	255	30	8.5
資 格 ・ 免 許 職	保 健 師	58	56	9	6.2
	保 育 士	119	98	33	3.0
	栄 養 士	129	108	4	27.0
	小 計	306	262	46	5.7
高 校 の 部	一 般 事 務	396	314	39	8.1
	土 木	17	17	6	2.8
	電 気	9	5	3	1.7
	機 械	6	5	2	2.5
	消 防 吏 員	256	225	13	17.3
	小 計	684	566	63	9.0
社 会 人 経 験 者 の 部	一 般 事 務	847	696	15	46.4
	土 木	100	81	8	10.1
	建 築	25	22	3	7.3
	電 気	56	51	3	17.0
	機 械	48	42	3	14.0
	衛 生	52	44	3	14.7
	造 園	10	7	1	7.0
	保 健 師	27	27	2	13.5
	小 計	1,165	970	38	25.5
合 計		4,907	4,126	495	8.3

イ 試験日程

区 分 日 程	大学の部、保健師	短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	社会人経験者の部
告 知 日	平成29年 5 月 2 日	平成29年 7 月 3 日	平成29年 7 月 3 日
受 付 期 間	平成29年 5 月11日 〃 平成29年 5 月19日	平成29年 7 月 6 日 〃 平成29年 7 月14日	平成29年 7 月 6 日 〃 平成29年 7 月19日
第 1 次 試 験 日	平成29年 6 月25日 〃 平成29年 7 月10日	平成29年 9 月24日 〃 平成29年10月 7 日	平成29年 9 月24日 〃 平成29年11月 3 日
第 1 次 試 験 合 格 発 表 日	大学の部 (一般事務(行政、福祉)、学校事務) 平成29年 7 月14日 上記以外 平成29年 7 月 4 日	短大及び高校の部 (一般事務、学校事務) 平成29年10月13日 上記以外 平成29年10月 4 日	一般事務 平成29年11月10日 一般技術、保健師 平成29年10月20日
第 2 次 試 験 日	平成29年 7 月 4 日 〃 平成29年 8 月 7 日	平成29年10月 4 日 〃 平成29年10月31日	平成29年11月18日 〃 平成29年11月26日
名 簿 確 定 日	平成29年 8 月16日	平成29年11月 9 日	平成29年11月30日
最終合格発表日	平成29年 8 月18日	平成29年11月10日	平成29年12月 8 日

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考（身体に障がいのある方を対象とした採用選考）

職	申込者数	受験者数	合格者数	倍 率
一般事務	28 人	24 人	3 人	8.0 倍

告 知 日	平成29年 8 月29日
受 付 期 間	平成29年 9 月 6 日～平成29年 9 月15日
第 1 次 選 考 日	平成29年11月12日
第 1 次選考合格発表	平成29年11月24日
第 2 次 選 考 日	平成29年11月25日～平成29年12月22日
最 終 合 格 発 表	平成30年 1 月12日

イ 非公募式採用選考

平成29年度の採用選考の結果は、部長職12名、課長職14名、係長職 4 名及び一般職 4 名である。

2 昇 任

(1) 係長職候補者試験

ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあつては、昭和45年度から、技術職（土木系、建築系、設備系、衛生系）にあつては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し（Ⅰ…満50歳以上、Ⅱ…満40歳以上かつ満50歳未満、Ⅲ…満40歳未満）、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

イ 係長職候補者試験の実施状況

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

試験の種別		有資格者数	受 験 者 数	登 録 者 数※	倍 率
事 務	Ⅰ	人 493	人 60	人 7	倍 8.6
	Ⅱ	739	336	35	9.6
	Ⅲ	1,055	711	40	17.8
	小計	2,287	1,107	82	13.5
土木系	Ⅰ	100	17	3	5.7
	Ⅱ	78	50	8	6.3
	Ⅲ	206	182	9	20.2
	小計	384	249	20	12.5
建築系	Ⅰ	3	0	0	－
	Ⅱ	11	3	1	3.0
	Ⅲ	39	32	2	16.0
	小計	53	35	3	11.7
設備系	Ⅰ	66	11	2	5.5
	Ⅱ	31	21	3	7.0
	Ⅲ	83	75	2	37.5
	小計	180	107	7	15.3
衛生系	Ⅰ	17	1	0	－
	Ⅱ	25	8	0	－
	Ⅲ	105	69	8	8.6
	小計	147	78	8	9.8
合 計	Ⅰ	679	89	12	7.4
	Ⅱ	884	418	47	8.9
	Ⅲ	1,488	1,069	61	17.5
	総計	3,051	1,576	120	13.1

ウ 試験日程

告知日	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日		係長職昇任候補者名簿確定日
			記述式・論述試験	面接試験	
平成29年8月28日	平成29年11月5日	平成29年11月17日	平成29年12月2日	平成29年12月12～19日	平成30年1月12日

(2) 昇任選考

平成29年度の昇任選考の結果は、一般職154名（局長職10名、部長職41名、課長職84名、係長職19名）、消防吏員14名（消防正監2名、消防監3名、消防司令長9名）、学校事務係長職2名、計170名である。

3 転任（選考）

平成29年度の転任選考の対象者はいなかった。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用（選考）

任命権者		職	被選考者数	合格者数	倍率
市長	一般職員	医師	1人	1人	1.0倍
		理学療法士	6	1	6.0
		作業療法士	5	1	5.0
		歯科衛生士	5	1	5.0
		動物専門員 (満35歳未満)	75	4	18.8
		動物専門員 (満35歳未満で、 業務経験2年以上)	18	2	9.0
		現業職	167	29	5.8
病院事業 管理者	一般職員	医師	22	22	1.0
		歯科医師	1	1	1.0
		薬剤師	8	2	4.0
		助産師 (満30歳未満)	8	3	2.7
		助産師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	1	0	—
		看護師 (満30歳未満)	26	4	6.5
		看護師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	8	0	—
		臨床検査技師	17	2	8.5

病院事業 管理者	一 般 職 員	臨床工学技士 (満30歳未満)	2	1	2.0
		臨床工学技士 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験直近7年中5年以上)	1	0	—
		歯科衛生士	1	1	1.0
		作業療法士	4	1	4.0
		言語聴覚士	4	1	4.0
	消 防 長	回転翼航空機操縦士	6	1	6.0

(2) 昇任（競争試験）

任命権者	試験の種別※	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率
消 防 長		人	人	倍
	消 防 司 令	203	18	11.3
	消 防 司 令 補 A	292	29	10.1
	消 防 司 令 補 B	13	8	1.6
	消 防 士 長 A	195	46	4.2
	消 防 士 長 B	0	0	—
	合 計	703	101	7.0

※試験の種別

- ・消防司令補A：大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級にある者
- ・消防司令補B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年齢満45歳以上の者
- ・消防士長A：大学卒は2年以上、短大卒は3年以上、高校卒は4年以上の消防士の階級にある者
- ・消防士長B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢満40歳以上の者

(3) 転任（競争試験）・・・現業職員からの転任

任命権者	試験の種別	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率
市 長		人	人	倍
	一 般 事 務	114	4	28.5
	一般技術（土木）	4	0	—
	動 物 専 門 員	14	1	14.0

IV 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、平成29年9月22日に市議会議長及び市長に対して職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員給与の調査

項 目	内 容
調 査 名	「平成29年札幌市職員給与実態調査」
調査目的	本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため
調査対象	行政職、消防職及び医師職等の5種6給料表の適用職員（再任用職員以外16,944人、再任用職員1,068人）
調査時点	平成29年4月1日現在
調査内容	平成29年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等

(2) 民間給与の調査

項 目	内 容
調 査 名	「平成29年職種別民間給与実態調査」
調査目的	職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため
調査対象	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所から抽出した167所
調査期間	平成29年5月1日から平成29年6月16日までの間
調査内容	平成29年4月分として支払われた給与月額、手当等

(3) 職員給与と民間給与の比較（公民給与の較差）

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A)－(B)
348,793円	348,378円	415 円 (0.12%)

(4) むすび

項 目	内 容
1 給与の改定	(1) 月例給 公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。 ア 給料表 給料表については、以下のとおり措置する必要がある。 (イ) 行政職給料表 行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に配慮した改定を行う必要がある。 (イ) 行政職給料表以外の給料表 消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定する必要がある。 医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表につい

	ては、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。 教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定する必要がある。 イ 諸手当 医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて、改定を行う必要がある。 (2) 特別給 職員の特別給である期末・勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当に配分し、本年度については12月の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降については6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。 ただし、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、特別職の改定状況を考慮して措置する必要がある。 (3) 実施時期 本年の給与改定については、平成29年4月1日からの実施とすることが適当である。 ただし、本年の勤勉手当の支給月数の改定については、平成29年12月1日から、平成30年度以降の勤勉手当の支給月数の改定については、平成30年4月1日からの実施とすることが適当である。
2 人事行政運営上の検討課題	近年、我が国においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少が進行している状況の中、誰もがその能力を発揮して活躍できる社会を実現するための働き方改革が、社会全体の重要な課題となっており、本市においても、育児や介護の事情を有するなど様々な状況下にある職員が、個々の能力を発揮できるような取組の推進が求められている。 こうした職員の働き方の変化に対応した職場環境を整備しつつ、本市の組織力を向上させていくためには、時代の変化に柔軟に対応しながら、将来を担う意欲ある有為な人材を確保し、市民感覚を大切にする職員を効果的に育成していく必要がある。 (1) 人材の確保 近年の本市職員採用の環境については、少子化に起因する若年人口や労働力人口の減少、進学や就職における若年層の道外流出に加え、景気回復などを背景とした労働需要の増加による雇用情勢の改善などの影響により、民間企業等との人材獲得競争が激化しており、依然として厳しい状況が続いている。 このような状況の中、より有為な人材を確保するためには、本市の業務や魅力を伝えるPR活動を、時代に即したより有効な手段で実施するほか、首都圏などで学ぶ道内出身学生や社会人のUIターン希望者も想定した職員募集などを積極的に行っていく必要がある。とりわけ技術系の職種においては、近年、本市採用試験におい

	て受験倍率が低迷していることから、各部局とも連携して、業務紹介セミナー、職場見学会などを引き続き実施し、本市の職場環境の魅力や公務のやりがいの発信を効果的に行っていくことが重要である。 (2) 人材の育成 市民の多様なニーズや複雑・高度化する行政課題により的確に対応していくためには、職員一人ひとりの能力・意欲を高め、組織全体の職員力を向上させていく必要がある。 人材を育成するに当たっては、職員のキャリアデザイン形成や自己啓発の支援、職場及び研修機関における研修の充実のほか、一層市民感覚を意識して仕事に取り組むための派遣研修などにより、職員の意欲向上、能力開発を図ることが極めて重要となる。 また、近年の新規採用数の増加に伴う若年比率や女性職員比率の上昇など、本市の職員構成は大きく変化してきている。 こうした背景に加え、社会における女性活躍の流れが加速している中、バランスのとれた質の高い行政サービスを提供するためには、政策・方針等の意思決定過程において女性の視点を反映することが重要であり、女性職員の更なる活躍が求められてきている。 このため、本市女性職員の登用促進に向けた昇任意欲の喚起や、性別を問わず誰もが働きやすい職場環境の整備などの取組を引き続き行っていく必要がある。 このほか、限られた職員数で本市の組織力をより向上させていくためには、管理監督者は、自己申告・人事評価制度を活用し、部下職員とコミュニケーションを密に取りながら個々の職員の能力や適性等に応じたきめ細かな指導・育成を行い、その能力を発揮しやすい環境を整えることも重要である。
3 ワークライフバランスの実現	職員の働き方を見直し、長時間労働の是正や、仕事と家庭生活の両立支援といったワークライフバランスの実現を支援していくことは、職員が自らの能力を十分に発揮し、市民のニーズに沿った質の高い行政サービスを提供していくためにも重要である。 (1) 長時間労働の是正 職員の長時間労働の是正は、公務能率の向上や職員の健康管理の観点から重要な課題である。本市では平成28年度から、「長時間労働是正円卓会議」を設置し、超過勤務実績の情報共有や内部事務の効率化、外部コンサルタントの導入等、長時間労働是正に向けた総合的な取組を進めているところであり、引き続き、これらの取組を確実に実行していくことが望まれる。 また、賃金不払い残業が生じることのないよう、これまで実施してきた時間外勤務の事前命令の徹底、管理職による業務の進捗管理、適正な人員配置と予算確保等の取組に加え、勤務時間を客観的に把握できる体制の構築も必要である。 国においては、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基

	づき、時間外労働の上限規制を始めとする労働法制の改正の動きも進んでいる。本市としても、こうした動向を注視しつつ、適切に対応していく必要がある。 (2) 仕事と家庭生活の両立支援 共働き世帯の増加や少子高齢化が進む中で、今後、育児や介護を担う職員が増加していくことが見込まれ、中には育児と介護が同時期に重なる職員も予想される。育児や介護に係る個別の休暇制度等の整備だけではなく、制度を利用しやすい職場環境づくりや職員の働き方に関する意識改革を早急に進めていく必要がある。 また、国においては、フレックスタイム制やテレワークの導入といった多様な働き方の選択肢を拡充する動きが強まっている。本市においても、市民サービスへの影響に十分配慮しつつ、引き続き、職員の柔軟な勤務形態の在り方について調査・研究を進めていく必要がある。
4 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）	職員の心身が健康であることは、職員とその家族の健全な生活を守り、公務能率の向上や質の高い行政サービスを提供していくためにも重要である。 昨年度から本格実施されているストレスチェックでは、集団ごとに集計・分析した結果を職場環境の改善に活用することが求められており、具体的な事例や方法については、今後、市全体で情報を収集し、共有を図っていく必要がある。 また、ストレスチェックにおいて高ストレス者と判断された職員が希望する場合、医師の面接指導を受けることができるが、メンタルヘルス不調の未然防止の観点から、高ストレス者と判断された職員は、積極的に医師の面接指導を受ける等、セルフケアに努めることが望ましい。
5 服務規律の確保	公務員倫理の確立及び服務規律の確保については、これまでも繰り返し言及してきたにもかかわらず、昨年度は、不祥事による懲戒処分件数が大幅に増加し、市民の市政に対する信頼が大きく損なわれる事態となった。 特に目立ったのが、契約事務等における不適正な事務処理であり、これらは業務に関する知識不足やチェック体制の不十分さが要因の一つであると考えられるが、同様の事案が相次いでいることから、職員においては、これらの事案を他人事としてではなく、どこの職場でも発生する可能性がある問題として捉える必要がある。 また、昨年度は、わいせつ・淫行や暴行・傷害等による逮捕者が相次ぎ、悪質性の高いものが目立った。これら法令遵守意識や、その職にあたる者として備えるべき倫理観や責任感の欠如した職員による安易な行動の結果、本市の行政全体に対する市民の信頼を大きく損なうこととなった。 一度損なわれた信頼を取り戻すことは決して容易ではないため、職員にあっては、より一層一人ひとりが、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、職務内外を問わず、法令を遵守し、市民の疑惑や

	不信を招くことがないよう節度ある行動をとっていくことが求められる。
6 高齢期雇用の在り方について	国においては、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」の中で、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」ことが盛り込まれ、関係府省で公務員の定年の引上げに向けた検討が始められたところである。 本市においては、これまで、再任用制度の活用により高齢期雇用を進めてきているところであるが、定年の引上げに向けた今後の国の動向を注視していくとともに、高齢層職員が長期にわたり培ってきた能力や経験を十分に活用できる環境整備や人事管理上の諸課題について、引き続き幅広い検討を実施していく必要がある。
7 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う検討について	本年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布された。これは、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、新たに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化等を行うものである。 本市においても、この改正法が施行される平成32年4月に向け、各職場における臨時・非常勤職員の実態を把握したうえで、任用根拠を整理し、会計年度任用職員制度への必要な移行の準備を進めるとともに、これら職員に係る勤務条件等の検討を行っていく必要がある。
	（おわりに） 本年3月、国において「働き方改革実行計画」が決定され、現在、官民挙げてその実現に向けた取組が進められている。これは働く人の視点に立った社会の実現とともに、少子化対策や経済成長に資することも目的とするものであり、働き方改革は単なる労働問題に留まらない広がりを見せてきている。 本市においても、同様の取組を進めていく必要があるが、一方で、これまで述べてきたように行政に求められる期待・課題は一層増大している。 職員にあっては、より業務の優先順位を適正に判断し、効率的に取り組んでいくことが求められている。また、局長・区長といった各組織の長にあっては、強い覚悟を持ち、先頭に立ってこうした取組を牽引していくことが必要である。 本委員会としては、市議会及び市長にあっては勧告制度の趣旨に理解を示され、速やかにこの勧告を実施するよう要請する。

(5) 勧 告

項 目	内 容
1 給料表	(1) 行政職給料表 行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容

	等を考慮し、若年層に配慮した改定を行うこと。 (2) 行政職給料表以外の給料表 消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。 医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。 教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。
2 諸手当	諸手当については、以下のとおり改定すること。 (1) 初任給調整手当 初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。 (2) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。ただし、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員にあっては、特別職の改定状況を考慮して措置すること。 ア 平成29年12月以降の勤勉手当 (ア) 特定職員以外の職員 12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.95月分とすること。ただし、再任用職員にあっては、同月に支給される勤勉手当の支給月数を0.45月分とすること。 (イ) 特定職員 12月に支給される勤勉手当の支給月数を1.15月分とすること。ただし、再任用職員にあっては、同月に支給される勤勉手当の支給月数を0.55月分とすること。 イ 平成30年4月以降の勤勉手当 (ア) 特定職員以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.9月分とすること。ただし、再任用職員にあっては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.425月分とすること。 (イ) 特定職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1月分とすること。ただし、再任用職員にあっては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.525月分とすること。
3 改定の実施時期	この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のアについては平成29年12月1日から実施し、2の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案」等について意見を

求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
29. 6. 5	札幌市職員退職手当条例及び札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案	雇用保険法の一部改正及びそれに伴う国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、新個別延長給付を創設するほか、移転費の支給対象を拡大する。
29. 12. 1	札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告に基づき、各種給料表及び特別給の引上げ、初任給調整手当額の改定等を行う。
	札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案	
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
29. 12. 1	札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本市においても再任用短時間勤務職員の育児休業期間の延長を行う。
29. 12. 1	札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	国庫負担金の算定方法が見直され、教員特殊業務手当に係る単価額が引き上げられたことから、本市の教育職員の教員特殊業務手当の手当額の引上げを行う。
30. 2. 22	札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例案	国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、退職手当の支給水準の引下げ等を行う。
	札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案	

V 公 平 審 査

1 勤務条件に関する措置要求の審査

平成29年度における措置要求事案の審査状況は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日 〔要求書提出年月日〕	要求者	審査状況
勤務条件（ロッカーの鍵の変更）に関する措置要求事案 （平成29年措第1号事案）	H29. 1. 25 (H28. 6. 15)	1	H29. 9. 12 棄却
勤務条件（事務室等のカビの除去等）に関する措置要求事案 （平成29年措第2号事案）	H29. 1. 25 (H28. 8. 24)	1	H29. 9. 12 棄却、一部却下
勤務条件（階段等の共有部分の全てのカビの除去）に関する措置要求事案 （平成29年措第3号事案）	H29. 3. 10 (H28. 12. 19)	1	H29. 9. 12 棄却
初任給決定（号俸決定）に関する措置要求事案 （平成29年措第4号事案）	H29. 6. 2 (H29. 5. 15)	1	H30. 2. 22 棄却

2 不利益処分に関する審査請求の審査

平成29年度における審査請求事案は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日	処分者	審査状況
		処分内容	
分 限 処 分 取 消 請 求 事 案 （平成29年審第1号事案）	H29. 2. 23	札幌市長	係属中
		分限休職	
分 限 処 分 取 消 請 求 事 案 （平成29年審第2号事案）	H29. 2. 23	札幌市長	係属中
		分限休職	
分 限 処 分 取 消 請 求 事 案 （平成29年審第3号事案）	H29. 3. 10	札幌市長	係属中
		分限休職	

3 職員からの苦情の処理

平成29年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・いじめ	その他	合計
相 談	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	2 件	4 件
処 理	0	1	1	0	0	0	2	4

VI 職 員 団 体

1 職員団体の登録

平成30年4月19日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 の 名 称	事 務 所 所 在 地	単一体、 連合体の別	法 人 格 の 有 無	登録年月日
自 治 労 札 幌 市 役 所 職 員 組 合	札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内)	単一体	有	S41. 10. 12
札 幌 市 立 高 等 学 校 教 職 員 組 合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	無	S47. 9. 14
自 治 労 札 幌 市 学 校 事 務 労 働 組 合	札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内)	〃	〃	S49. 7. 23
札 幌 市 教 職 員 組 合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	有	H29. 3. 23
全 札 幌 教 職 員 組 合	札幌市東区北9条東1丁目 (北海道労働センター内)	〃	〃	H29. 4. 20

なお、平成29年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

職員団体の名称	登録事項の変更件数	
	役 員	規 約
自 治 労 札 幌 市 役 所 職 員 組 合	2 件	0 件
札 幌 市 立 高 等 学 校 教 職 員 組 合	1	0
自 治 労 札 幌 市 学 校 事 務 労 働 組 合	1	0
札 幌 市 教 職 員 組 合	1	0
全 札 幌 教 職 員 組 合	1	0
計	6	0

2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

機 関		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職	計
議 会 事 務 局		人 1	人 1	人 4	人 1	人 0	人 7
市長 部 局	本 庁	19	101	274	81	29	504
	区 役 所	10	39	190	10	0	249
教育委員会事務局		2	7	19	12	9	49
人事委員会事務局		1	1	2	7	0	11
市選挙管理委員会 事 務 局		0	1	1	1	0	3
監 査 事 務 局		1	1	3	1	0	6
計		34	151	493	113	38	829
指 定 率 (注 1)		10.05%					

(平成30年5月1日現在)

機 関	校長及 び園長	副校長	教頭	事務長	局長職	部長職	教務 主事等	課長職	係長職	計
幼 稚 園	人 9	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 9
小 学 校	201	0	202	0	0	0	0	0	7	410
中 学 校	97	0	99	0	0	0	0	0	4	200
高 等 学 校	7	6	7	7	0	0	0	0	0	27
中等教育学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4
特別支援学校	5	0	5	5	0	0	0	0	0	15
計	320	7	314	13	0	0	0	0	11	665
指定率(注2)	7.07%									

(注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員(教職員から事務職員に転任している職員を除く。)及び単純労務職員は含まれていない。

(注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

VII 労働基準監督機関

1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

〔平成30年4月1日現在〕

監督 機関	労働基準法 別表第1 号別等	任命権者	事業又は事務所
労働局	第1号	市長	各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）
	第3号	市長	各区土木部
	第13号	市長	精神保健福祉センター／子ども発達支援総合センター（はるにれ学園、みかほ整肢園及び発達医療センターを除く。）／はるにれ学園／みかほ整肢園／発達医療センター／保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、施設課を除く。）／各保育・子育て支援センター／各保育園／児童相談所地域連携課一時保護一係及び一時保護二係／各区保健福祉部健康・子ども課
	第15号	市長	保健所施設課／各清掃事務所／処理場管理事務所（各処理場を含む。）／各清掃工場／各下水管理センター
人事委員会	第12号	市長	衛生研究所／認定こども園にじいろ／農業支援センター／円山動物園
		消防長	消防学校
		教育委員会	教育センター／中央図書館／各小学校／各中学校／各高等学校／開成中等教育学校／各特別支援学校／各幼稚園
	別表第1各号に該当しない官公署	市長	本庁市長事務部局（スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。）／自治研修センター／情報システム部／東京事務所／各市税事務所／児童相談所（地域連携課一時保護一係及び一時保護二係を除く。）／中央卸売市場／下水道河川局経営管理部／事業推進部（各下水管理センター及び各水処理センターを除く。）／各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
		消防長	総務部（消防学校を除く。）／予防部／警防部／各消防署
		教育委員会	生涯学習部／学校教育部（教育センターを除く。）
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
		人事委員会	人事委員会事務局
		代表監査委員	監査事務局
		市議会議長	議会事務局

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

2 職権行使の状況

平成29年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

項 目	件 数
解 雇 予 告 除 外 認 定	認定 2 件 不認定 1 件
第 一 種 圧 力 容 器 落 成 検 査	0 件
合 計	3

VIII 公平委員会の事務の受託

1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができるとされている。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

団 体 名	所 在 地	受託年月日
札幌広域圏組合	札幌市中央区北1条西1丁目	H 9. 4. 10
北海道後期高齢者医療広域連合	札幌市中央区南2条西14丁目	H19. 7. 6

2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定

参 考 資 料

第1表 職 員 の 構 成

第2表 公 民 較 差 の 推 移

第 1 表 職員の構成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な基礎的統計資料を作成している。

平成30年4月1日現在の本市全職員数（企業職員を含み、特別職を除く。）は、22,550人であり、その内訳は図1のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、このうち一般職員の年齢構成等は図2～図7のとおりとなっている。

図 1 職員の内訳

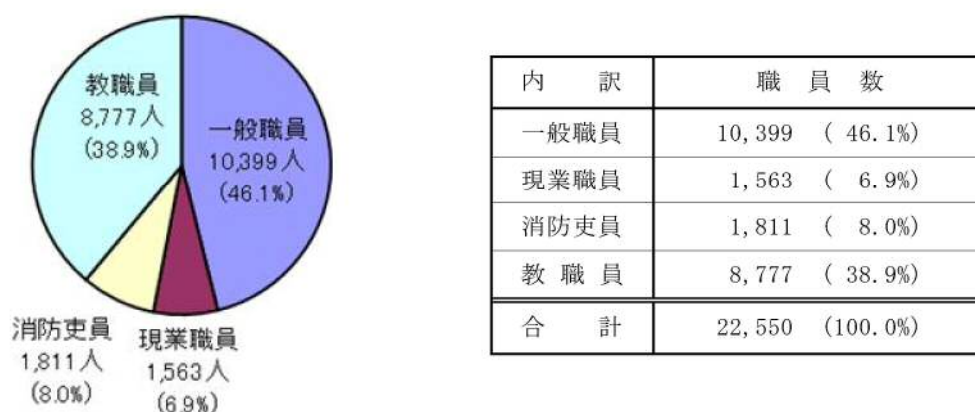


図 2 一般職員の年齢別構成（全体）

一般職員全体 10,399人（平均39.8歳）

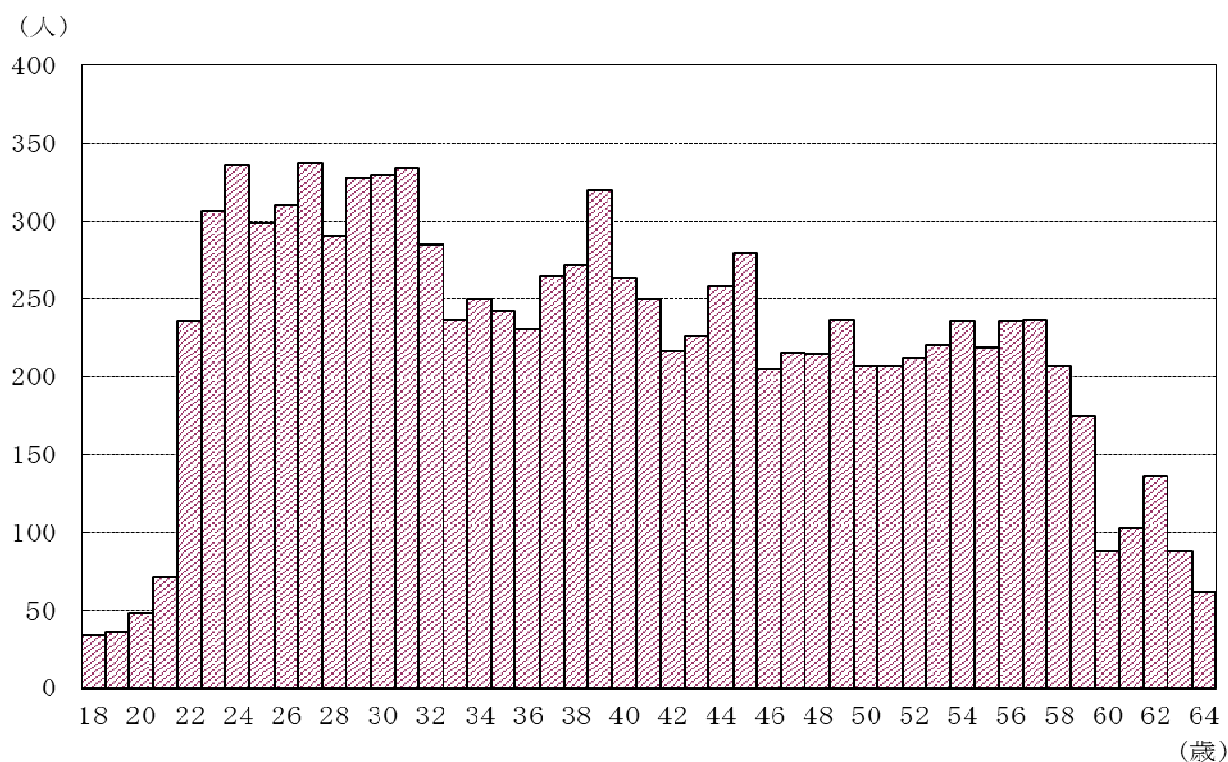


図3 一般職員の年齢別構成（事務職員）

事務職員 5,982人（平均40.0歳）

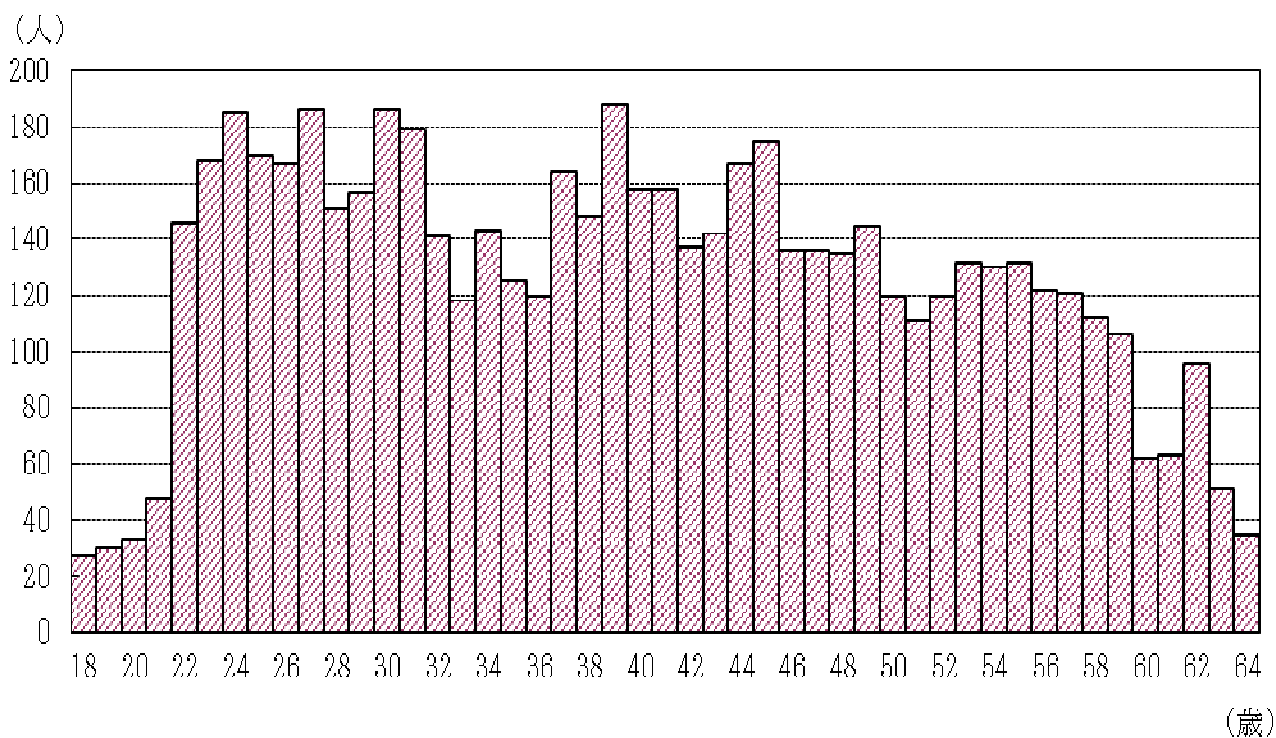


図4 一般職員の年齢別構成（技術職員）

技術職員 4,417人（平均39.4歳）

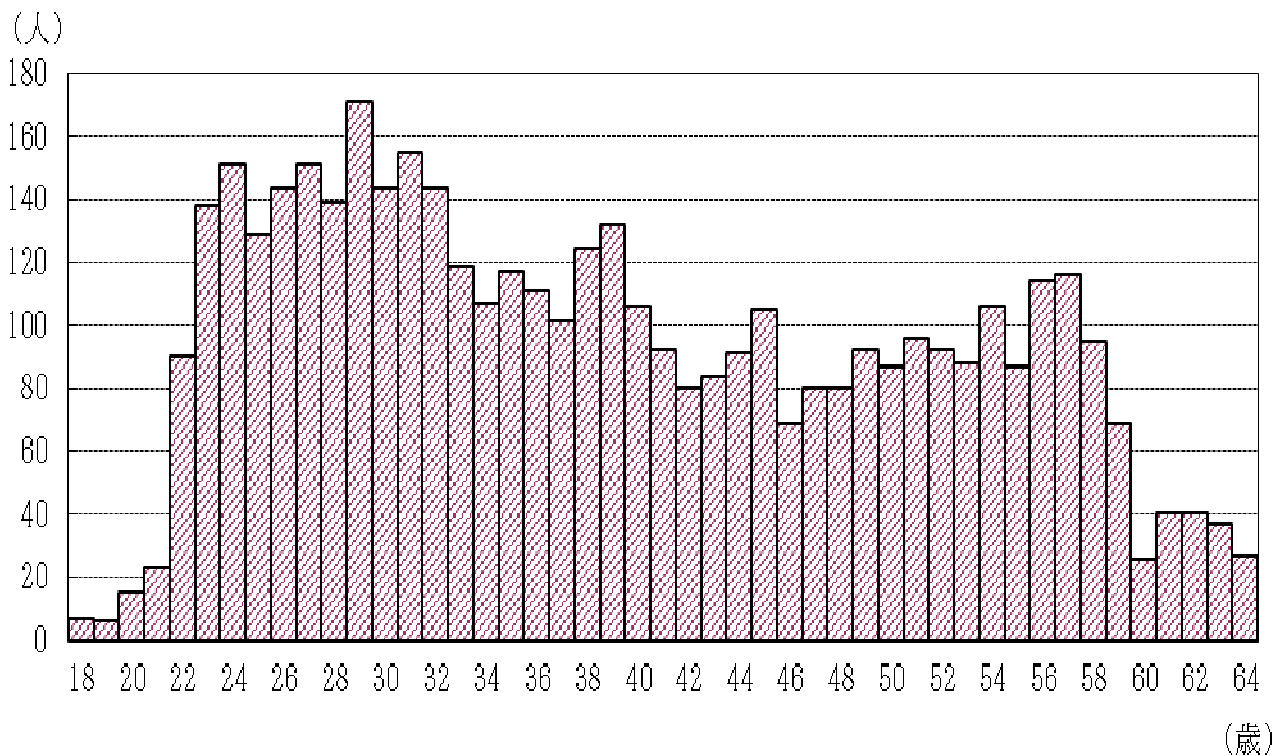
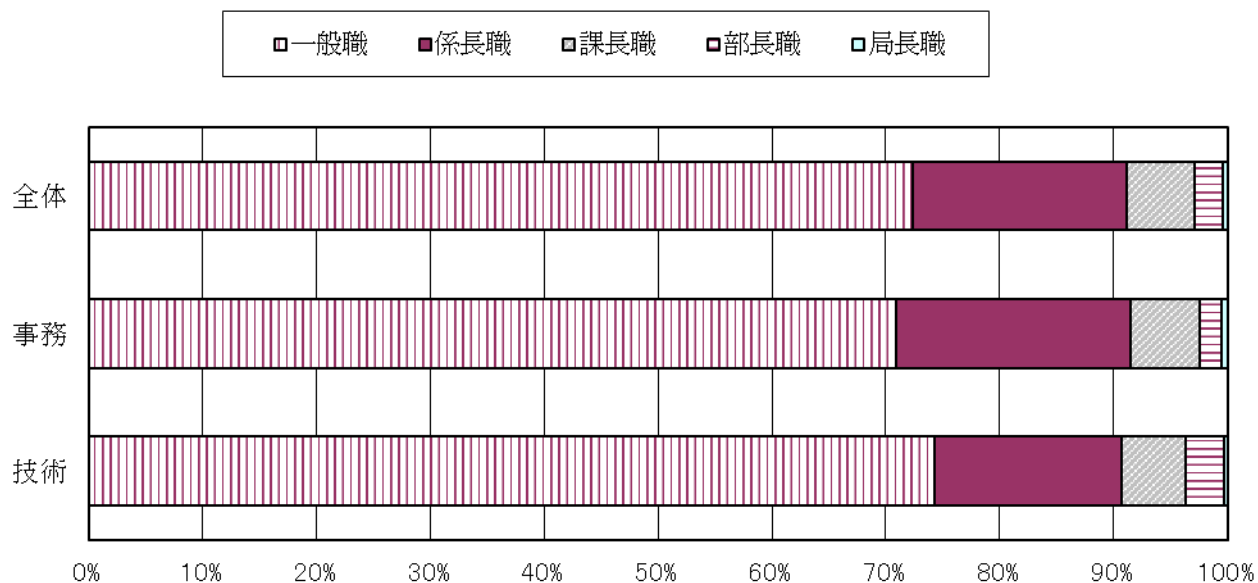
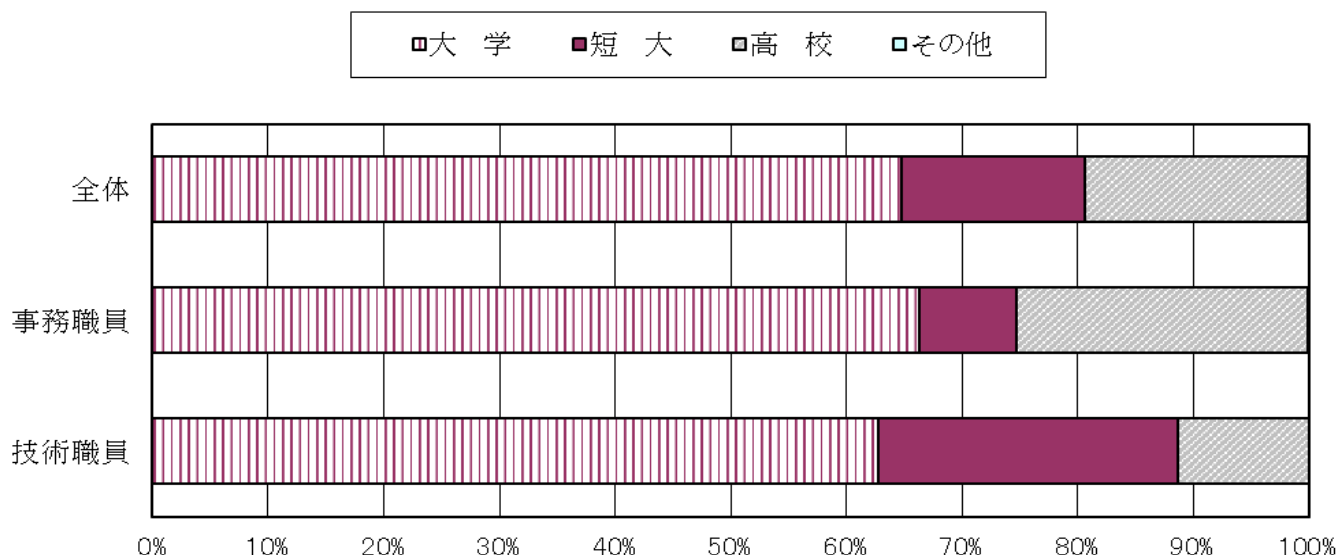


図5 一般職員の職の階位別構成



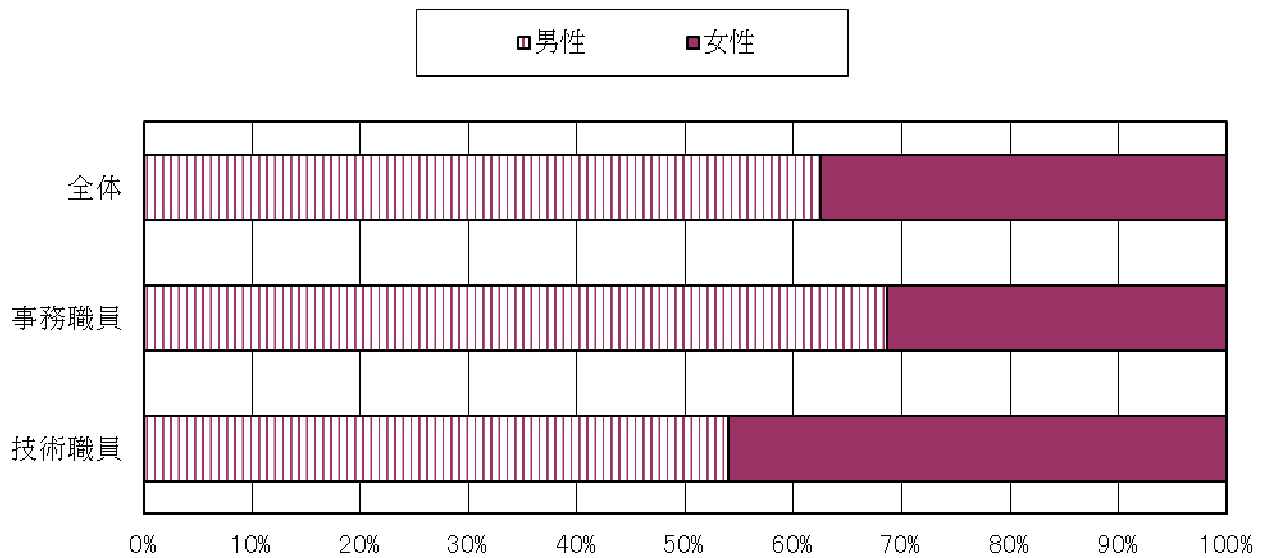
	合 計	一般職	係長職	課長職	部長職	局長職
全 体	10,399	7,525 (72.4%)	1,957 (18.8%)	613 (5.9%)	260 (2.5%)	44 (0.4%)
事務職員	5,982	4,243 (70.9%)	1,231 (20.6%)	365 (6.1%)	113 (1.9%)	30 (0.5%)
技術職員	4,417	3,282 (74.3%)	726 (16.4%)	248 (5.6%)	147 (3.3%)	14 (0.3%)

図6 一般職員の学歴別構成（最終学歴）



	合 計	大 学	短 大	高 校	その他
全 体	10,399	6,742 (64.8%)	1,646 (15.8%)	2,007 (19.3%)	4 (0.0%)
事務職員	5,982	3,968 (66.3%)	503 (8.4%)	1,508 (25.2%)	3 (0.1%)
技術職員	4,417	2,774 (62.8%)	1,143 (25.9%)	499 (11.3%)	1 (0.0%)

図 7 一般職員の男女別構成

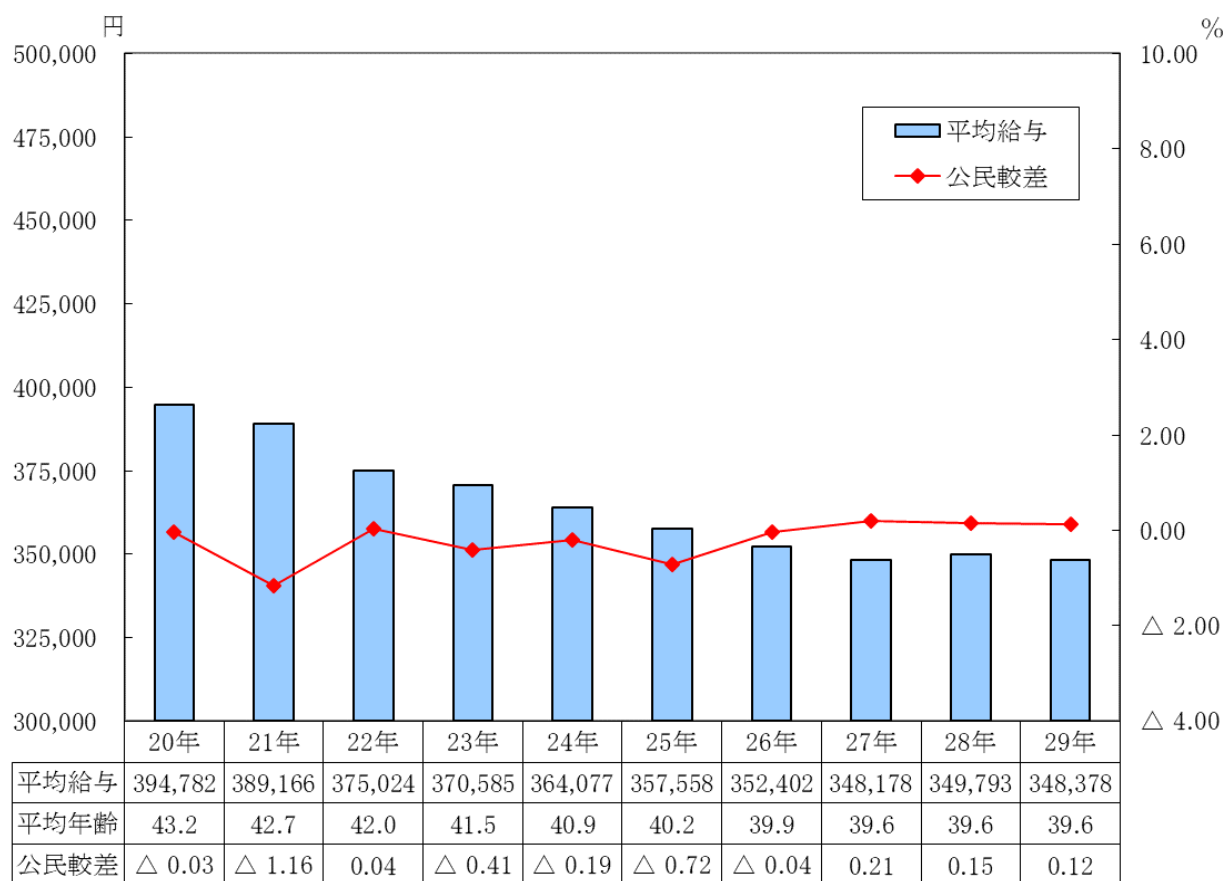


	合 計	男 性	女 性
全 体	10,399	6,493 (62.4%)	3,906 (37.6%)
事務職員	5,982	4,107 (68.7%)	1,875 (31.3%)
技術職員	4,417	2,386 (54.0%)	2,031 (46.0%)

第２表 公民較差の推移

	札幌市の公民較差		(参考) 国の官民較差	
	率	額	率	額
平成20年	△0.03 %	△125 円	0.04 %	136 円
平成21年	△1.16 %	△4,642 円	△0.22 %	△863 円
平成22年	0.04 %	155 円	△0.19 %	△757 円
平成23年	△0.41 %	△1,548 円	△0.23 %	△899 円
平成24年	△0.19 %	△706 円	△0.07 %	△273 円
平成25年	△0.72 %	△2,677 円	0.02 %	76 円
平成26年	△0.04 %	△151 円	0.27 %	1,090 円
平成27年	0.21 %	745 円	0.36 %	1,469 円
平成28年	0.15 %	521 円	0.17 %	708 円
平成29年	0.12 %	415 円	0.15 %	631 円

(参 考) 過去10年間における札幌市の公民較差及び平均給与の推移



- (注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年4月1日現在の行政職給料表適用職員のものである。
 2 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の合計額である。

人事委員会年報 平成 29 年度
(平成30年(2018年) 7月発行)

編集・発行

札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-18-1300
関係部局保存期間	1年